

令和5年3月27日
企画部オーガニックシティ推進課
0438-38-3089

木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例を制定しました

木更津市では、市民一人ひとりが、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、その理念となる「木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」を制定しました。

1 名称

木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例

2 条例の施行日

令和5年4月1日（土曜日）

3 条例の概要

本条例は、「オーガニックなまちづくり」の3つの柱である「自立・循環・共生」のうち、共生社会の推進に関する視点を具体化・明確化するものとなっています。



【目的】

市、市民および団体が、協力しながら共生社会を実現するために条例を制定します。

【基本理念】

全ての人が、

- ①個性や多様性が尊重され自分らしくいられ、
- ②お互いに支え合い安心して生活でき、
- ③社会の一員としてあらゆる活動に参画する機会を確保されるまちづくりを進めます。

【基本的施策】

共生社会の実現のため、市は、

- ①共生の意識の形成、
- ②コミュニケーションの円滑化、
- ③多様性に配慮した社会環境の整備、
- ④共生の地域づくり、
- ⑤推進体制の構築・具体的施策の改善などに取り組みます。

また、これらの施策を他の条例や計画に反映し、実施していきます。

4 名称の由来

令和4年11月3日に市制施行80周年を迎えた本市では、20年後の市制100周年を見据え、未来の木更津市へ残したいものをテーマに市内の小学生が純真無垢な思いで描いたアートの数々をパレットのようにデザインした「きさらづパレット」という作品を作成しました。

本条例はこの作品から引用し、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現への思いを込めて「木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」という名称にしました。



5 市公式ホームページ

URL : <https://www.city.kisarazu.lg.jp/kurashi/sanka/1011143/1011144.html>



6 参考資料

①条例本文 ②条例解説

木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例

全ての人は、生まれながらにして個人として尊重されています。
しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、予期せぬ感染症のまん延や先行き不透明な経済状況等が、多くの人に生きづらさをもたらすとともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネットを利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や多様性に配慮したまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。
こうした中、本市では、木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例（平成28年木更津市条例第28号）第3条に規定するオーガニックなまちづくりの基本理念において、「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」を掲げ、多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。私たちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの取組を深化及び加速化し、この変化に的確に対応していかなければなりません。
そこで、私たちは、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる「彩り豊かな個性が集う多様性のある地域社会」を、本市において実現するために歩み続けることを決意し、この条例を制定します。
（目的）
第1条 この条例は、共生社会づくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が協力しながら、共生社会を実現することを目的とする。
（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
（2）市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
（3）団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。
（4）男女共同参画 全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるとをいう。
（5）多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。
（6）性的指向 自己の恋愛・性愛の対象となる性別についての指向をいう。
（7）性自認 自己の性別についての認識をいう。
（8）性的マイノリティ 性的指向、性自認のあり方が少数と認められる者をいう。
（9）社会的少数者 少数者であることを理由とした偏見や差別によって不利益を被っている者をいう。
（基本理念）
第3条 市、市民及び団体は、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、共生社会の実現に向けた取組の推進を行うこととする。
（1）全ての人が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
（2）全ての人が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
（3）全ての人が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。
（市の責務）
第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。
2 市は、市の職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市の職員に対して啓発等を実施するものとする。

（市民及び団体の役割）

第5条 市民及び団体は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、市民、団体その他の主体と協働して共生社会の実現に努めるものとする。
（差別的取扱いの禁止）
第6条 何人も、人種、国籍、思想、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障がい、経済状況等の属性（以下「属性」という。）による不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。
2 何人も、公衆に表示する情報において、属性を理由とした不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。
（基本的施策）
第7条 市は、共生社会の実現を目指すに当たり、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。
（1）共生社会について学び、意識の形成を図るための次に掲げる施策
ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び団体が共生社会について学び、理解を深める機会を提供すること。
イ 市民及び団体に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。
（2）十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策
ア 市民及び団体に対して情報提供を行うときは、受け手側の立場になって考えることで分かりやすい表現となるよう工夫すること。
イ 全ての人が、自分の考えを相手に的確に伝えられるよう、公共の場における多様なコミュニケーションの手段の確保を支援すること。
（3）多様性に配慮した社会環境等を整備するための次に掲げる施策
ア 公共施設等におけるバリアフリー化、多言語対応、ユニバーサルデザイン対応等、全ての人に配慮した社会環境の整備に努めること。
イ 性的マイノリティ、障がい者、外国人、社会的少数者等に対する支援体制の整備に努めること。
（4）地域における共生社会を活性化させるための次に掲げる施策
ア 市民及び団体が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に向けた活動を実施する市民及び団体との協働を推進すること。
イ 地域における市民及び団体相互の支援体制を整備し、市民及び団体が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。
ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。
（5）共生社会の実現に向けた推進体制の構築及び改善に関する施策
2 市は、基本的施策を通じて、共生社会の実現に当たり、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当で負担が過重でない措置が行われるよう取り組むものとする。
（計画等への反映等）
第8条 市は、条例等の制定又は計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。
2 市は、前項の計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
3 市は、前項の計画の実施の評価に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。
附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例

全ての人は、生まれながらにして個人として尊重されています。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、予期せぬ感染症のまん延や先行き不透明な経済状況等が、多くの人に生きづらさをもたらすとともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネットを利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や多様性に配慮したまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。

こうした中、本市では、木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例（平成28年木更津市条例第28号）第3条に規定するオーガニックなまちづくりの基本理念において、「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」を掲げ、多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。私たちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの取組を深化及び加速化し、この変化に的確に対応していかなければなりません。

そこで、私たちは、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる「彩り豊かな個性が集う多様性のある地域社会」を、本市において実現するために歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、共生社会づくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が協力しながら、共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) 男女共同参画 全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。
- (5) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対

等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

(6) 性的指向 自己の恋愛・性愛の対象となる性別についての指向をいう。

(7) 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(8) 性的マイノリティ 性的指向、性自認のあり方が少数と認められる者をいう。

(9) 社会的少数者 少数者であることを理由とした偏見や差別によって不利益を被っている者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び団体は、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、共生社会の実現に向けた取組の推進を行うこととする。

(1) 全ての人が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。

(2) 全ての人が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。

(3) 全ての人が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市の職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市の職員に対して啓発等を実施するものとする。

(市民及び団体の役割)

第5条 市民及び団体は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、市民、団体その他の主体と協働して共生社会の実現に努めるものとする。

(差別的取扱いの禁止)

第6条 何人も、人種、国籍、思想、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障がい、経済状況等の属性（以下「属性」という。）による不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報において、属性を理由とした不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

(基本的施策)

第7条 市は、共生社会の実現を目指すに当たり、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び団体が共生社会について学び、理解を深める機会を提供すること。

イ 市民及び団体に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市民及び団体に対して情報提供を行うときは、受け手側の立場になって考えることで分かりやすい表現となるよう工夫すること。

イ 全ての人が、自分の考えを相手に的確に伝えられるよう、公共の場における多種多様なコミュニケーションの手段の確保を支援すること。

(3) 多様性に配慮した社会環境等を整備するための次に掲げる施策

ア 公共施設等におけるバリアフリー化、多言語対応、ユニバーサルデザイン対応等、全ての人に配慮した社会環境の整備に努めること。

イ 性的マイノリティ、障がい者、外国人、社会的少数者等に対する支援制度の整備に努めること。

(4) 地域における共生社会を活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び団体が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に向けた活動を実施する市民及び団体との協働を推進すること。

イ 地域における市民及び団体相互の支援体制を整備し、市民及び団体が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

(5) 共生社会の実現に向けた推進体制の構築及び改善に関する施策

- 2 市は、基本的施策を通じて、共生社会の実現に当たり、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当で負担が過重でない措置が行われるよう取り組むものとする。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

- 2 市は、前項の計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 市は、前項の計画の実施の評価に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例」解説

全ての人は、生まれながらにして個人として尊重されています。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、予期せぬ感染症のまん延や先行き不透明な経済状況等が、多くの人に生きづらさをもたらすとともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネットを利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や多様性に配慮したまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。

こうした中、本市では、木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例（平成28年木更津市条例第28号）第3条に規定するオーガニックなまちづくりの基本理念において、「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」を掲げ、多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。私たちを取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、これまでの取組を深化及び加速化し、この変化に的確に対応していかなければなりません。

そこで、私たちは、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる「彩り豊かな個性が集う多様性のある地域社会」を、本市において実現するために歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

【解説】

- ・前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や制定に向けた決意を明らかにしようとするもので、この条例全般にわたる解釈、運用の拠りどころとなるものです。
- ・第1段落では、日本国憲法第13条の規定を踏まえ、個人として尊重されることを述べています。
- ・第2段落では、私たちの暮らす社会における人権侵害や社会的・経済的状況に起因する生きづらさが今もなお存在していること、そして社会経済情勢の変化などにより他者への不寛容が大きくなっていることを述べています。
- ・第3段落では、平成28年に制定した木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例をとおして、本市における多様性に配慮した共生社会の実現に向けた取組を進めてきたものの、私たちを取り巻く社会経済情勢の激変に的確に対応していく必要性について述べています。
- ・第4段落では、上記の3つの段落を踏まえ、私たちが多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らすことのできる社会を、本市において実現するために、この条例を制定する決意を表明しています。

(目的)

第1条 この条例は、共生社会づくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び団体が協力しながら、共生社会を実現することを目的とする。

【解説】

- ・この条例を制定する目的を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) 男女共同参画 全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。
- (5) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。
- (6) 性的指向 自己の恋愛・性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (7) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (8) 性的マイノリティ 性的指向、性自認のあり方が少数と認められる者をいう。
- (9) 社会的少数者 少数者であることを理由とした偏見や差別によって不利益を被っている者をいう。

【解説】

- ・この条例の用語のうち、認識を共通にしておきたい用語の意味を明らかにしています。
- ・第1号「共生社会」について、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会と定義し、この考え方は、木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例における共生の視点と合わせています。
- ・第2号「市民」について、共生社会を実現するための活動には、住民のほか、学校や勤務先における教育の観点から、市内に通勤、通学する人たちの関わりも不可欠と考え、広く定義しています。なお、この定義は、木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例に合わせています。
- ・第3号「団体」について、市内の企業や社会福祉法人、市民活動団体、自治会などの団体を指しており、法人格の有無や、活動目的の営利・非営利の別を問いません。なお、この定義は、

木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例に合わせています。

・第4号「男女共同参画」について、性別等にかかわらず、一人一人が個人として尊重され、自分らしく活躍しながら生きられることを表しています。この定義は、男女共同参画社会基本法の考え方をもとに、男女という枠組みにとらわれない性の多様性を尊重し、主語を「男女」ではなく「全ての人」という表現に置き換えています。なお、本条例は男女共同参画条例としての性質も有するものとして制定します。

・第5号「多文化共生」について、多様な文化背景を有する人々が、お互いの文化を尊重しながら、地域社会で共に暮らしていくことを表しています。この定義は、平成18年に総務省が作成した「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」の考え方に合わせたものです。例として、行政のウェブサイトを多言語に対応させることや国際的な会議の開催に際してハラル認証のレストランを紹介するなどがあります。

・第6号「性的指向」について、好きになる相手の性がどのようなものであるかを示す概念のことであり、性的マイノリティを一般的に表現する際によく使用される「LGBTQ+」の中ではL（レズビアン：女性の同性愛者）、G（ゲイ：男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル：異性にも同性にも性的な欲求をもつ人）が性的指向に関連しています。

・第7号「性自認」について、自身の性別をどのように認識しているかを示す概念のことであり、「LGBTQ+」の中ではT（トランスジェンダー：身体の性と心の性が一致しないが、外科的手術は望まない人）が性自認に関連しています。

・第8号「性的マイノリティ」について、性的指向や性自認における少数派を示す総称のことであり、「LGBTQ+」のL、G、B、T、Q（クエスチョニング、クィア：自分の性や性的指向が何なのかを決めていない、または決められない人）のほか、他者に対して性的欲求を感じない人（アセクシャル）や恋愛感情がない人（アロマンティック）などの多様な性のことを+と表しています。

・第9号「社会的少数者」について、社会の中で比較したときに著しく不利な状況や不利益な状態に置かれている個人や集団のことを表す総称のことであり、民族的少数者、宗教的少数者、難病患者など、多様な少数者が存在しています。社会的マイノリティや社会的弱者ともいいます。

（基本理念）

第3条 市、市民及び団体は、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、共生社会の実現に向けた取組の推進を行うこととする。

- (1) 全ての人が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 全ての人が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 全ての人が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

【解説】

- ・「共生社会」実現のため、土台や前提となる考えを基本理念として定めています。
- ・「共生社会」の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び団体が相互に協力しながら実施するものとし、その際の理念を、個性や多様性の尊重（第1号）、支え合い（第2号）、社会参画の拡充（第3号）の3つの視点で整理しています。第1号の「多様性」には、年齢、性別、性的指向及び性自認、障がい及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などを含んでいます。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、市の職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市の職員に対して啓発等を実施するものとする。

【解説】

- ・この条例において、「市」とは木更津市の行政機関のことを指しています。
- ・市には、この条例で規定する共生社会の実現に向けた取組を主体的に担う責任と、条例で規定したことを果たす責任があります。
- ・共生社会の実現自体は、市だけでできるものではなく、市民、団体と一緒にって達成できるものと認識しています。ただし、共生社会の実現を掲げる上で、市民、団体も一緒に取り組めるような環境づくりは市の責務と考えていることからこのような表記としています。
- ・共生社会の実現に向けては、市の職員の役割が大きいと考えられるため、第2項で、職員一人一人が共生の重要性を理解するよう研修等の啓発を行うことを規定します。

（市民及び団体の役割）

第5条 市民及び団体は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、市民、団体その他の主体と協働して共生社会の実現に努めるものとする。

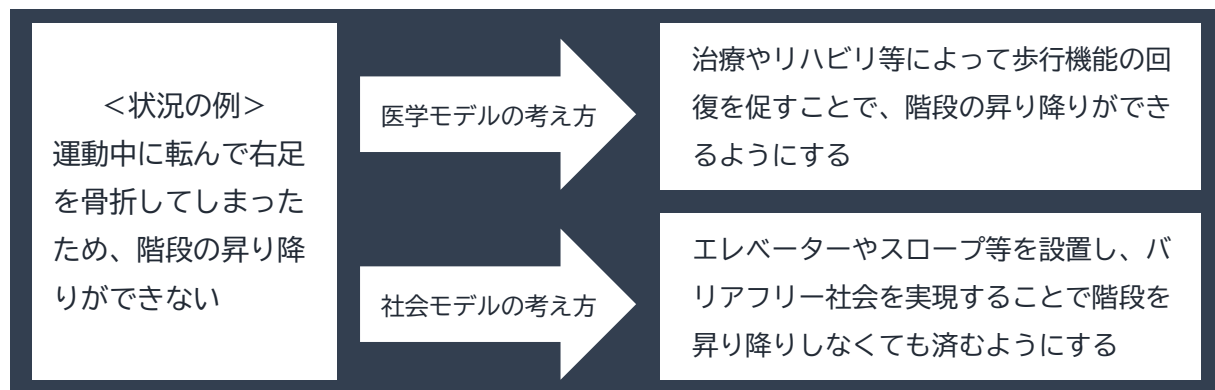
【解説】

・市民及び団体について「責務」ではなく「役割」としているのは、既に市民及び団体は共生社会の実現に向けて自律的、自発的に様々な取組をしていると認識しており、ともに共生社会を進めていく役割を担うとの表現が妥当であると考えているためです。

・また、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法といいます。）においても、「合理的配慮」の実施について、事業者は自主的に取り組むことが期待されるという努力義務であることから、この条例においても、市民及び団体については努力規定としています。

なお、「合理的配慮」とは、共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの、いわゆる「社会的障壁」のうち、市民が現に解消を必要とする場合において、障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものを示しており、この定義は、障害者差別解消法における合理的配慮の考え方に合わせたものです。これは、ある人が何らかの困難に直面している場合に、その困難の原因を、「その人の心身機能によるもの」とするのではなく、「社会環境が整備されていないため」とする、いわゆる「（障がいの）社会モデル」の考え方によるものです。

・「（障がいの）社会モデル」の考え方の例としては、次のようなものがあります。



（差別的取扱いの禁止）

第6条 何人も、人種、国籍、思想、信条、性別、性的指向、性自認、出身、職業、経歴、年齢、疾病、障がい、経済状況等の属性（以下「属性」という。）による不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報において、属性を理由とした不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

【解説】

・共生社会の実現には、多種多様な属性を有する人々が差別的な取扱いを受けずに、自分らしく暮らせることが前提となります。例示したような属性による不当な差別的取扱いの禁止を、本条において規定しています。

・「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、属性を理由として、サービスの提供を拒否すること、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、通常は必要とされない条件を追加することなどにより、権利利益を侵害することを指します。

・なお、「正当な理由」に相当するのは、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。「正当な理由」があるかどうかは、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

・第2項では、例えば、インターネット上の掲示板などに、属性による違いを揶揄するなど不当な差別を誘引する発言の禁止を、本条において規定しています。

(基本的施策)

第7条 市は、共生社会の実現を目指すに当たり、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び団体が共生社会について学び、理解を深める機会を提供すること。

イ 市民及び団体に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市民及び団体に対して情報提供を行うときは、受け手側の立場になって考えることで分かりやすい表現となるよう工夫すること。

イ 全ての人が、自分の考えを相手に的確に伝えられるよう、公共の場における多種多様なコミュニケーションの手段の確保を支援すること。

(3) 多様性に配慮した社会環境等を整備するための次に掲げる施策

ア 公共施設等におけるバリアフリー化、多言語対応、ユニバーサルデザイン対応等、全ての人に配慮した社会環境の整備に努めること。

イ 性的マイノリティ、障がい者、外国人、社会的少数者等に対する支援制度の整備に努めること。

(4) 地域における共生社会を活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び団体が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に向けた活動を実施する市民及び団体との協働を推進すること。

イ 地域における市民及び団体相互の支援体制を整備し、市民及び団体が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

(5) 共生社会の実現に向けた推進体制の構築及び改善に関する施策

2 市は、基本的施策を通じて、共生社会の実現に当たり、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当で負担が過重でない措置が行われるよう取り組むものとする。

【解説】

・共生社会の実現は市、市民、団体がそれぞれ、あるいは協力しながら取り組むべきものと捉えています。そのための環境整備を行うのは市であると認識しており、市が取り組む施策を、本条において規定しています。

・第1項第1号では、共生の意識の形成について規定します。様々な個性を持つ全ての人が、お互いに分かり合い、支え合えるようになることが、共生社会を実現していく上での基盤であり、最も力を入れるべき施策になると考えています。

・アについては、例えば、学校教育や社会教育、家庭教育や保育などの場における、いじめ、障がい者差別、多文化への無理解などの課題についての学びに加え、教育の核となる教員や講

師などへの意識啓発、研修、情報提供などを想定しています。

- ・イについては、例えば、この条例の内容についての広報や共生社会についての理解促進事業の実施などを想定しています。

- ・第1項第2号では、十分な情報のやりとりを可能にするための施策について規定します。情報弱者がなくなり、誰もが等しく情報を得られることが共生社会を実現する上で大切と考えています。誰もが等しく情報をやりとりできることは、安心・安全に生活するため、困難に直面したときに必要な支援を受けるため、また、多様な人々が様々な考えをもって暮らしていることを理解するためにも必要であると認識しています。

- ・アについては、例えば、市からのお知らせや広報、窓口での対応などにおいて、分かりやすく、具体的、直接的な表現を用いること、庁舎のレイアウトに関して視覚的な配慮をすること、ユニバーサルデザインを採用することなど、伝達手段や用法に配慮することや、社会資源の情報を整理して提供することなどを想定しています。

- ・イについては、例えば、手話通訳体制の充実、日本語を母語としない人や意見表明が困難な人への対応などを想定しています。

- ・第1項第3号では、多様性に配慮した社会環境などの整備に努めることを規定します。

- ・アについては、例えば、道路の段差解消、点字ブロックや歩道の整備、住環境充実への働きかけなど主にハード面の整備を想定しています。

- ・イについては、例えば、パートナーシップ制度の創設、福祉サービス窓口のワンストップ化など主にソフト面の整備を想定しています。

- ・第1項第4号では、地域において共生社会実現に向けた取組が進むよう、主にソフト面での施策を規定しています。

- ・アについては、例えば、市民、市民団体との連携及びネットワークづくりの推進、市民、市民団体への支援制度の整備など、共生社会推進に向けた取組を行う市民や団体を支援する施策を想定しています。

- ・イについては、例えば、自治会、民生委員児童委員、消防団、学校、保育園、幼稚園、郵便局、企業やコンビニなど、地域で活動する団体がそれぞれ、また連携して、地域の生活課題の発見や対応ができるよう働きかけることを想定しており、地域包括ケアシステムにもつながるものと考えています。

- ・ウについては、制度の枠を超え、又は各制度間の連携を図りながら、ワンストップ支援を行うことを規定しています。また、「包括的かつ総合的な支援」とは、例えば、複合課題への対応としての総合相談体制や相談コーディネート機能の整備、ライフステージごとに異なる支援制度間の引継ぎ方法の設計などを想定しています。

- ・第1項第5号では、共生社会に向けた推進体制の整備として、体制構築、制度運用とともに、これらの見直しを行い、改善を図ることについても規定します。相談対応の充実、基本的施策に基づく具体的な施策の点検と改善などを想定しています。

- ・第2項では、第1項で規定した基本的施策を実施することで、「合理的配慮」が行われる地域社会の構築につながるよう取り組むことを規定しており、第1項についての考慮事項としての規定となっています。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、前項の計画の実施の評価に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

【解説】

・第1項では、市の他の条例や計画について、この条例の基本理念及び基本的施策に沿った内容で制定又は策定することを規定します。条例や計画の改正、改訂にあたっても同様の考えとします。

・第2項では、この条例の基本理念の尊重及び基本的施策の実現のために財政上の措置や、行政としての取組に必要となる措置を講ずることについて努力規定を設けます。これらの措置に当たっては、市全体の財源や事業の優先順位などを勘案し、実施に向けて努めていくこととします。

・第3項では、共生社会を目指す上で実効性を確保するためにも、計画の評価を行う場合においては、この条例の理念及び基本的施策に即した取組が行われたかについても評価することが望ましいと考え、評価の際の視点を規定しています。